

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19H01428

研究課題名（和文）法律行為解釈の構造と方法に関する現代的課題とその検討

研究課題名（英文）Research on current issues relating to the structure and method of the interpretation of legal acts

研究代表者

山本 敬三（Yamamoto, Keizo）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：80191401

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 12,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、実務家にも受容可能な「実用的」法律行為解釈方法論を提示することにある。まず、法律行為の基礎にある「制度」との連関を主軸に据えて法律行為解釈の理論構造を明らかにした。さらに、法律行為解釈に関する裁判例の分析と隣接科学の知見や法解釈方法論の成果を踏まえて、法律行為解釈の構造と方法に関する基礎理論を構築した。以上の法律行為解釈論に関する基礎理論を踏まえて、現代的な取引、家族間契約・遺言、国際取引といった具体的契約類型について、契約解釈論の各論的考察を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、法律行為解釈の「実用的な方法論」を提示するにあたり、前契約制度の基本的なルールは、「当事者が契約をしたときは、その内容にしたがった法律効果が認められる」という承認規範であるとの考えを踏まえた基礎理論の構築を試みた。このように、本研究については、法律行為解釈の射程と基準を検討するにあたり、「制度」との連関を主軸に据えた基礎理論の構築に取り組んだ点において、非常に大きな学術的意義が認められる。その上で、現代的取引に関する契約類型など各論への展開可能性も踏まえた、実務家にも受容可能な法律行為解釈方法論を提示した点に、社会的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：The aim of the present research project is to present a “practical” methodology of the interpretation of legal acts that is also acceptable to practitioners. First, the theoretical structure of interpreting legal acts was made clear by focusing on the relation to the legal institutions which form the basis of legal acts. Further, a basic theory regarding the structure and method of interpreting legal acts was developed taking into regard the analysis of case law regarding the interpretation of legal acts, the expertise of neighboring disciplines as well as the achievements of the methodology of statutory interpretation. On the basis of this basic theory, the interpretation of contracts was examined for specific types of contracts such as trade contracts, contracts within the family as well as testaments, and international trade contracts.

研究分野：民事法学

キーワード：法解釈 契約解釈 法律行為 現代型契約 家族法 国際取引

1. 研究開始当初の背景

(1) 契約や遺言など法律行為に関する紛争を解決するためには、それら法律行為に基づく法律関係の内容を明らかにするため、法律行為をどのように解釈するかが必ず問題となる。契約解釈に関しては、一般に、契約の意味の確定にあたる狭義の解釈(両当事者の意思が一致している場合はそれによるとする本来的解釈、両当事者の意思が一致していない場合に関する規範的解釈からなる)のほか、当事者の合意がない場合における補充的解釈、契約の内容を合理的なものに修正する修正的解釈があるとされている。また、遺言の解釈に関しては、遺言の意味の確定にあたる狭義の解釈(ここでは真意の探究が重視される)のほか、契約解釈と同じく、補充的解釈を認める見解が主張されている。

(2) 2017年に成立した債権法改正では、契約を基軸とする考え方にしたがって、契約責任等に関する規律の見直しが行われた結果、契約の内容確定の重要性がより一層明らかとなった。それにもかかわらず、契約解釈の方法については、実務家のコンセンサスが得られなかったため、明文化が見送られた。そのため、契約のほか、遺言等を含めた法律行為の解釈について、実務家にとっても受容可能な法律行為解釈の「実用的な方法論」を構築することが喫緊の課題となっている。その際には、()市場・取引形態の多様化、()取引システムの高度化と契約内容の複雑化、()家族関係における自律の拡大・契約化といった現代社会の要請に対応することが求められる。

2. 研究の目的

(1) 以上のような法律行為解釈の「実用的方法」論を構築する前提として、法律行為解釈の「理論的構造」を明らかにし、それに即して法律行為解釈の射程と基準を考える必要がある。そこで、本研究では、法律行為の基礎にある「制度」との連関を主軸に据えて法律行為解釈の理論構造を明らかにし、現代社会の要請を踏まえた実務家にも受容可能な方法論を提示する。

(2) 具体的には、その各論として、現代的な取引を中心とする具体的な契約類型に即した契約の解釈方法論、家族間契約・遺言等の解釈方法論、国際取引の解釈方法論を検討する。

3. 研究の方法

(1) 現代社会において問題となっている分野を()現代型契約、()家族関係・相続、()国際取引に区分し、それぞれにおいて、従来の法律行為解釈方法論の内容をトレースし、問題点を洗い出すほか、2017年の債権法改正や2018年の相続法改正をふまえ、法律行為解釈の前提となる個別の制度を抽出し、その内容と法律行為解釈との連関を点検する。

(2) 実務家にも受容可能な「実用的」法律行為解釈方法論を提示するために、契約や遺言の解釈に関する裁判例の分析を行うほか、各種契約書式や約款を収集し、銀行取引・保険取引をはじめ、主要な取引分野に関する実務家へのインタビューを行う。

(3) 私的自治・法律行為論として展開されてきた議論を再検討し、言語行為論、法と経済学ないし行動経済学や認知科学等の隣接科学の知見や法解釈方法論の成果をふまえて、法律行為解釈の構造と方法に関する基礎理論を構築し、(1)(2)の検討を踏まえて、法律行為解釈の実用的な方法を提示する。

4. 研究成果

(1) 本研究では、実務家にも受容可能な「実用的」法律行為解釈方法論を提示するために、まず、法律行為の基礎にある「制度」との連関を主軸に据えて法律行為解釈の理論構造を明らかにし、さらに、法律行為解釈に関する裁判例の分析と隣接科学の知見や法解釈方法論の成果を踏まえて、法律行為解釈の構造と方法に関する基礎理論を構築することを目指した。その成果として、次のような分析と提言を行った(詳細は、山本敬三『『契約の解釈』の意義と事実認定・法的評価の構造 - 債権法改正の反省を踏まえて』法曹時報73巻4号(2020年)1頁。この骨子は、その後、(3)に記載の総括シンポジウムのほか、日弁連法務研究財団主催の連続講義において報告し、意見交換も行っている(JFL NEWS 82号(2022年)22頁に掲載))。

(a) まず、契約は、契約制度を前提にはじめて観念できる行為である。この契約制度のもっとも基本的なルールは、「当事者が契約をしたときは、その内容にしたがった法律効果が認められる」という承認規範である。「契約の解釈」は、この承認規範を前提として、「当事者が契約をした」こと及び「その内容」を確定する作業として位置づけられる。

(b) このような理解を前提とすると、債権法改正の審議過程において「契約の解釈」について明文化が検討された3つの解釈準則(中間試案第29)は、次のようなことを定めたものとして位置づけられる。

(ア) まず、第1準則「契約の内容について当事者が共通の理解をしていたときは、契約は、その理解に従って解釈しなければならないものとする」は、承認規範を前提として、「当事者が契約をした」こと及び「その内容」が当事者の「共通の理解」があるならばそれにしたがって確定されることを定めたものである。この意味で、第1準則は、契約の承認規範を補完する、

契約制度を構成するルールの一つとして位置づけられる。

(イ) 次に、第2準則 「契約の内容についての当事者の共通の理解が明らかでないときは、契約は、当事者が用いた文言その他の表現の通常の意味のほか、当該契約に関する一切の事情を考慮して、当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味に従って解釈しなければならないものとする」 は、第1準則が定める「共通の理解」を認定するための経験則を法定したものではなく、第1準則と並んで - 当事者の「共通の理解」がある場合を除いて -、「当事者が契約をした」こと及び「その内容」が、「当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味」にしたがって確定されることを定めたものである。この意味で、第2準則も、契約の承認規範を補完する、契約制度を構成するルールの一つとして位置づけられる。

このように、第2準則は、当事者の「共通の理解」があるといえない場合でも、「当事者が契約をした」こと及び「その内容」を確定するためのルールである。これによると、そのようにして確定される意味に対応した理解をしていなかった当事者も、その意味にしたがった内容の契約をしたものとされる。これは、当事者にそのような意味が帰責されることを意味する。

(ウ) これに対して、第3準則 「上記1及び2によって確定することができない事項が残る場合において、当事者がそのことを知っていれば合意したと認められる内容を確定することができるときは、契約は、その内容に従って解釈しなければならないものとする」 は、第1準則及び第2準則「によって確定することができない事項が残る場合」に、「当事者がそのことを知っていれば合意したと認められる内容を確定することができる」ときは、それにしたがって契約の「内容」が確定されることを定めたものである。この意味で、第3準則も、契約の承認規範を補完する、契約制度を構成するルールの一つとして位置づけられる。

このように契約に欠缺がある場合は、慣習や任意法規等の「法の適用」によって補充することも考えられる。これに対して、第3準則は、現実に行われた契約の個別性を考慮するとともに、当事者がした契約を可能なかぎり尊重し、契約自体に示されている手がかりをもとに、契約を継続的に形成することを要請する。単純に「法の適用」に委ねるならば、現実に行われた契約の個別性や契約自体に示されている手がかりは、多くの考慮事由の中の1つにすぎず、考慮される保証はないのに対し、第3準則は、そうしたものを考慮することを保証し、契約の尊重という考え方を実現するために必要とされる制度的ルールにほかならない。

(エ) もっとも、以上のような中間試案の各準則だけでは、契約の承認規範を適用し、それにしたがって法律効果を確定することはできない。さらに、契約制度その他の制度にしたがった法的評価を行うことが必要になる。そうした法的評価も、契約の法的意味を確定する作業に相当し、「契約の解釈」の一部をなす。しかし、中間試案の各準則は、そうした法的評価が行われることを前提とし、それを直接の対象として定めていない。そのようなものとして、次の4つが挙げられる。

(ア) 第1は、承認規範の要件該当性の判断と、その前提となる要件該当行為 = 主要事実の認定である。これは、「当事者が契約をした」という判断と、そのように判断される具体的事実の認定 - 対応する自然的事実を「契約」として意味づけること - である。これは、承認規範を補完する「契約」の成否に関する法的ルールにしたがって認定・判断される。

(イ) 第2は、承認規範により認められる法律効果の確定のうち、契約制度による法律効果の枠づけである。第1で述べた契約制度を構成する承認規範の要件に該当する主要事実が認定された場合に認められる法律効果は、その契約制度を構成する承認規範によって枠づけられている。そうした契約制度による法律効果の枠づけは、契約の中心的な法律効果だけでなく、付随的な法律効果についても - 契約制度が定める法律効果のフォーマットを通じて - 行われている。

こうした契約制度による法律効果の枠づけは、そこで認められる法律効果の内容 - それに対応する契約の内容 - にも当てはまる。そこでは、契約制度の趣旨が、その契約制度にしたがって実際に行われる契約の趣旨として、その契約の法的な意味を確定するための指針として働く可能性がある。そうした場合として、契約制度の趣旨にしたがって実際に行われた契約の意味が制限される場合のほか、契約制度の趣旨 - を当該ケースの事情に即して考慮したもの = 現実に行われた契約の趣旨 - にしたがって契約の欠缺が補充される場合がある。

(ウ) 第3は、契約解釈を通じた「隠れた内容規制」である。

現在では、消費者契約と定型約款については、不当条項規制に相当するものが明文で定められているため、それらを適用できる場合には、隠れた内容規制を行う理由はない。契約条項の透明性を確保するという観点からは、明らかな内容規制により無効判断を行うことが求められる。

これに対して、当事者が用いた表現の通常の意味からみれば、それを制限することになる場合でも、第1準則及び第2準則にしたがって契約の意味を確定した結果である場合や、その契約に対応する契約制度の趣旨にしたがって契約の意味を確定した結果である場合は、本来の契約解釈として許容される。

(エ) 第4は、契約に基づく法律効果の法的構成と救済手段を定める法規範・法制度による枠づけである。

承認規範により契約の内容にしたがった法律効果が認められる場合も、その法律効果は、民法が定める権利義務のシステムにしたがい、権利義務の発生・変更・消滅として法的に構成される。

また、そうした権利が実現されない場合や義務が履行されない場合は、民法が定める救済手段が認められるかどうかが問題となる。承認規範により契約の内容にしたがって認められる法律効果は、そうした救済手段を定める法規範・法制度が規定する要件や法律効果の中に組み込まれ

ているため、救済手段を定める法規範・法制度によって「契約の内容」が持ちうる意味も異なってくる可能性がある。中間試案の各準則は、そのような法規範・法制度を前提とした上で、それによって枠づけられた「契約の内容」を確定するためのルールとして位置づけられる。

(d) 以上のように、中間試案の各準則は、契約の承認規範を適用し、それにしたがって法律効果を確定するために必要となる契約制度その他の制度にしたがった法的評価の多くを直接の対象としていない。しかし、だからといって、中間試案の各準則が不要になるわけではなく、むしろいずれも契約の承認規範を補完する - 「事実認定のルール」とは次元を異にする - ルールであり、契約制度を構成するルールとして不可欠のものである。その意味で、中間試案の各準則はやはり明文化すべきであったといわざるをえない。

また、中間試案の各準則では直接の対象として定められていない契約制度その他の制度にしたがった法的評価に相当するものも、契約の承認規範を適用し、それにしたがって法律効果を確定する上で、同様に必要不可欠であり、実践的にも重要である。この点については、各論として、そうした法的評価が実際にどのように行われるかということを検討し、中間試案の各準則との関係も含め、「契約の解釈」の意義と事実認定・法的評価の構造に関する理解を深めていくことが必要であると考えられる。

(2) 以上の法律行為解釈論に関する基礎理論を踏まえて、その各論として、現代的な取引を中心とする契約類型に即した契約の解釈方法論と家族間契約・遺言等の解釈方法論、国際取引の解釈方法論を検討した。これらの研究成果は、それぞれ雑誌論文や判例評釈の形で公表している。

(a) 現代的な取引を中心とする契約類型については、まず、保険契約を取り上げ、生命保険会社の法務部との合同研究会を実施し、保険契約約款を素材とした検討を行うとともに、実務家との意見交換を実施した。また、2021年9月にWalter Doralt教授(グラーツ大学)を講演者として、「長期間契約に関する諸問題—契約形成、解釈、任意法規をめぐって」というテーマでのオンライン研究会を実施した。長期間契約という現代型契約をめぐる問題について、日本・オーストリア法の比較法的観点から意見交換を行った。その研究成果としては、吉政知広「会社・株主間契約：民法学の視点から 各種の契約条項とその内容の実現」田中亘=森・濱田法律事務所編『会社・株主間契約の理論と実務』(2021年・有斐閣)403-424頁等がある。

(b) 家族間契約・遺言等については、婚姻制度や相続制度をめぐる法制度の意義に関する理論的考察を踏まえて、それらの解釈の方法について検討を行った。家族間契約においては、契約解釈の前提として、法制度の意義と当事者の合意との関係性を明らかにするため、婚姻等の制度的側面の意義と限界に関する検討を中心に取り組んだ。また、遺言については、契約の解釈との相違点をふまえながら、遺言解釈方法の枠組みを検討し、その成果の一部を判例評釈等で公表している。

(c) さらに、比較法的研究の成果として、2019年8月に、ドイツマックスプランク外国法・国際私法研究所において、日本債権法改正に関するシンポジウムを開催し、債権法改正における比較法の意義と役割に関する総論的問題のほか、錯誤、債権譲渡、売買等の各論的問題を取り上げ、意見交換を行った。この報告内容は、その後、2021年にドイツ語の書籍として公刊した(編著者として、山本敬三とGabriele Koziolのほか、本科研研究分担者の多数が執筆している)。

(3) 以上の研究成果の最終とりまとめとして、2023年3月4日に、京都大学法学研究科附属法政策共同センターとの共催シンポジウム「契約解釈の理論と実践」を開催した。このシンポジウムには、本科研代表者である山本敬三のほか、分担者の吉政知広、田中洋が報告を行った。山本は、「『契約の解釈』の意義と構造 - 事実認定・法的評価との関係」というで、上記のような契約解釈に関する基本的枠組みについて報告した。これに続いて、吉政が「不明確な契約条項の意義と解釈」、田中が「売買における目的物の契約不適合と契約の解釈」というテーマで各論的報告を行った。これら研究者による報告に対して、実務家として法制審議会民法(債権関係)部会委員であった弁護士・元裁判官がコメントを加え、本科研の研究成果として示された法律行為解釈に関する新たな理論的枠組みが有する意義と実効性について討議を行った。シンポジウムは対面とオンラインでのハイブリット方式で開催したが、100名を超える参加者があり、活発な質疑応答も行われた。この報告内容及びディスカッションの内容は、民商法雑誌(2024年4月号・6月号・8月号)で公表する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計33件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 浦野由紀子	4. 巻 64
2. 論文標題 遺言者がした危急時遺言が真意に適うものとされた事例	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 66-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 487
2. 論文標題 同一の当事者間に数個の元本債務が存在する場合における充当指定のない一部弁済と消滅時効の中断（最判令和2・12・15）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 53-53
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 751
2. 論文標題 中間省略登記の方法による不動産の所有権移転登記の申請の委任を受けた司法書士に、当該登記の中間者との関係において、当該司法書士に正当に期待されていた役割の内容等について十分に審理することなく、直ちに注意義務違反があったとした原審の判断に違法があるとされた事例（最判令和2・3・6）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例評論	6. 最初と最後の頁 13-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 129
2. 論文標題 コロナ禍を契機とした役務提供契約上の債務不履行と任意解除	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 消費者法ニュース	6. 最初と最後の頁 35-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 93巻12号
2. 論文標題 典型契約論の再生：大村敦志『典型契約と性質決定』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 137-142
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 和田勝行	4. 巻 157巻1号
2. 論文標題 譲渡制限特約（2） 債権法改正立法資料集成（7）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 175-236
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 和田勝行	4. 巻 157巻2号
2. 論文標題 譲渡制限特約（3） 債権法改正立法資料集成（7）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 389-472
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 和田勝行	4. 巻 63号
2. 論文標題 譲渡禁止特約付債権の二重譲渡における対抗関係で劣後する譲受人による債権譲渡の無効主張の可否[東京地裁令和元.12.24判決]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 14-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森山浩江	4. 巻 157巻3号
2. 論文標題 「婚姻費用分担審判の申立て後に当事者が離婚した場合における婚姻費用分担請求権の帰すう」(判例批評・最高裁令和2年1月23日決定)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 515-530
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 和田勝行	4. 巻 156 巻5=6号
2. 論文標題 譲渡制限特約(1) 債権法改正立法資料集成(7)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1025-1064
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 1173
2. 論文標題 改正民法における「追完に代わる損害賠償」(1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 4-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 1175
2. 論文標題 改正民法における「追完に代わる損害賠償」(2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 29-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 1176
2. 論文標題 改正民法における「追完に代わる損害賠償」(3)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 28-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 1177
2. 論文標題 改正民法における「追完に代わる損害賠償」(4)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 29-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 1178
2. 論文標題 改正民法における「追完に代わる損害賠償」(5)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 38-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 49
2. 論文標題 災害・感染症と契約責任	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 21 - 27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉政知広	4. 巻 486
2. 論文標題 新型コロナウイルス感染症の契約関係への影響と契約法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 16 - 21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tomohiro Yoshimasa	4. 巻 20/20
2. 論文標題 The Effects of the Corona Crisis on Contractual Obligations under Japanese Law	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Max Planck Institute for Comparative and International Private Law Research Paper Series	6. 最初と最後の頁 18-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森山浩江	4. 巻 1557
2. 論文標題 同性パートナーシップと法的保護	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト臨時増刊	6. 最初と最後の頁 62 - 63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Gabriele Koziol	4. 巻 50
2. 論文標題 Ueberblick ueber wichtige zivilrechtliche Entscheidungen des japanischen Obersten Gerichtshofs aus dem Jahre 2019	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Zeitschrift fuer Japanisches Recht / Journal of Japanese Law	6. 最初と最後の頁 247-267
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本敬三 (馮潔語訳)	4. 巻 51
2. 論文標題 日本民法解釈方法論的変遷与其特質	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 南京大学法律評論	6. 最初と最後の頁 61-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本敬三	4. 巻 129
2. 論文標題 債権法改正と契約責任 - 履行請求・損害賠償・解除・危険負担を中心として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 司法研修所論集	6. 最初と最後の頁 62-136
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森山浩江	4. 巻 66巻 1 = 2号
2. 論文標題 債権法改正における使用貸借の諾成化をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学雑誌	6. 最初と最後の頁 41-83頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森山浩江	4. 巻 52巻4号
2. 論文標題 離婚後の養育費支払合意の性質について ひとつの覚書 (研究ノート)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 佐賀大学法経論集	6. 最初と最後の頁 111-136頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tomohiro Yoshimasa	4. 巻 48
2. 論文標題 A Theoretical Perspective on the Civil Liability of the Online Platform Operators	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Zeitschrift fuer Japanisches Recht	6. 最初と最後の頁 71-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉政知広	4. 巻 92巻1号
2. 論文標題 消費者法分野における民事立法の形式をめぐって(上)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 104 107頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉政知広	4. 巻 92巻2号
2. 論文標題 消費者法分野における民事立法の形式をめぐって(下)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 101 106頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Gabriele Koziol	4. 巻 83
2. 論文標題 Juristische Methodenlehre in Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Rabels Zeitschrift	6. 最初と最後の頁 361-397
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1628/rabelsz-2019-0020	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Gabriele Koziol	4. 巻 47
2. 論文標題 Ueberblick ueber wichtige zivilrechtliche Entscheidungen des japanischen Obersten Gerichtshofs aus dem Jahre 2017	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Zeitschrift fuer japanisches Recht	6. 最初と最後の頁 277-300
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Gabriele Koziol	4. 巻 48
2. 論文標題 Ueberblick ueber wichtige zivilrechtliche Entscheidungen des japanischen Obersten Gerichtshofs aus dem Jahre 2018	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Zeitschrift fuer japanisches Recht	6. 最初と最後の頁 245-268
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 92巻1号
2. 論文標題 請負における修補に代わる損害賠償の内容と限界	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 122-126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 和田勝行	4. 巻 2395
2. 論文標題 第三債務者が差押債務者に対する弁済後に差押債権者に対してした更なる弁済は、差押債務者が破産手続開始の決定を受けた場合、破産法一六二条一項の規定による否認権行使の対象とならないとした事例[最高裁平成29.12.19判決]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 168-173
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 和田勝行	4. 巻 7
2. 論文標題 債権譲渡の効果 二重譲渡の場合の優劣決定基準を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民法研究第2集	6. 最初と最後の頁 21-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件 (うち招待講演 5件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 田中洋
2. 発表標題 コロナ禍における消費者契約の理論的問題点：役務提供契約における債務不履行と任意解除に関する問題を中心として
3. 学会等名 日弁連 第31回夏期消費者セミナー コロナ禍と消費者 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 吉政知広
2. 発表標題 債権法改正セミナー 請負契約関係
3. 学会等名 司法研修所 教官セミナー (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 吉政知広
2. 発表標題 コロナ禍の契約関係への影響
3. 学会等名 京都大学大学院法学研究科法政策共同研究センター設立記念シンポジウム「自由の保障と公共の役割 コロナ禍が突き付けた課題」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Tomohiro Yoshimasa
2. 発表標題 The Effects of the Corona Crisis on Contractual Obligations under Japanese Law
3. 学会等名 Max-Planck-Institut fuer Privatrecht, Reaktionen auf Corona im japanischen und deutschen Recht (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 吉政知広
2. 発表標題 消費者法分野における民事立法の形式：総論的課題
3. 学会等名 法と経済学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 吉政知広
2. 発表標題 継続的契約の分析視角 取引費用論・ケイバビリティ論と契約法理論
3. 学会等名 京都大学法学会春季学術講演会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hiroshi Tanaka
2. 発表標題 Reform des Kaufrechts
3. 学会等名 Schuldrechtsmodernisierung in Japan aus rechtsvergleichender Perspektive (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Atsuko Kimura
2. 発表標題 Reform des Irrtumsrechts
3. 学会等名 Schuldrechtsmodernisierung in Japan aus rechtsvergleichender Perspektive (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計19件

1. 著者名 Keizo Yamamoto , Gabriele Koziol	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Mohr Siebeck	5. 総ページ数 371
3. 書名 Das reformierte japanische Schuldrecht	

1. 著者名 秋山靖浩, 伊藤栄寿, 宮下修一	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 432
3. 書名 債権法改正と判例の行方：新しい民法における判例の意義の検証 (田中洋執筆担当 73-84, 271-282, 319-33頁)	

1. 著者名 磯村保編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 862
3. 書名 新注釈民法(8)債権(1) (吉政知広執筆担当368 429頁)	

1. 著者名 丸山絵美子編著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 256
3. 書名 消費者法の作り方：実効性のある法政策を求めて（吉政知広執筆担当43-65頁）	

1. 著者名 山本敬三=中川丈久	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 427
3. 書名 法解釈の方法論 - その諸相と展望（山本敬三「日本における民法解釈方法論の変遷とその特質」27-63頁）	

1. 著者名 松岡久和=松本恒雄=鹿野菜穂子=中井康之編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 1040
3. 書名 改正債権法コンメンタール（山本敬三「法律行為前注・第90条・第91条・第92条」31 - 46頁）	

1. 著者名 李昊編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 北京大学出版会	5. 総ページ数 316
3. 書名 日本民法修正：回顧与反思（山本敬三合同責任法の修改 - 「修回法案」の概要及宗旨」38 - 65頁）	

1. 著者名 大村敦志監修	4. 発行年 2020年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 412
3. 書名 相続法制の比較研究（浦野由紀子執筆担当 1 - 43頁）	

1. 著者名 田中亘 = 森・濱田松法律事務所編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 476
3. 書名 会社・株主間契約の実務と理論（吉知知広執筆担当403 - 424頁）	

1. 著者名 二宮周平編代	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 388
3. 書名 現代家族法講座 第2巻 婚姻と離婚（浦野由紀子執筆担当165 - 187頁）	

1. 著者名 Franz J. Heidinger / Andrea Hubalek (eds.)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 LexisNexis ARD ORAC	5. 総ページ数 752
3. 書名 The Practitioners' Guide to Applied Comparative Law and Language Vol. 1 (Gabriele Koziol執筆担当) 29-36頁、245-252頁	

1. 著者名 E. Karner/U. Magnus/J. Spier/P. Widmer (eds.)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Jan Sramek Verlag	5. 総ページ数 262
3. 書名 Essays in Honour of Helmut Koziol (Gabriele Koziol執筆担当 91-103頁)	

1. 著者名 加藤新太郎 = 前田陽一 = 本山敦編 (浦野由紀子分担執筆)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 306
3. 書名 『実務精選120 離婚・親子・相続事件判例解説』「遺言の解釈(960条)」(執筆担当220-223頁)	

1. 著者名 松原正明 = 道垣内弘人編 (浦野由紀子、道垣内 弘人、石坂 浩、木下 真由美、小池 勝雅、松原 正明)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 240
3. 書名 『家事法の理論・実務・判例 3』「座談会 公正証書をめぐって」(75 - 117頁)	

1. 著者名 久貴忠彦編代 (浦野由紀子分担執筆)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 520
3. 書名 『遺言と遺留分(第3版)第1巻 遺言』「遺言の解釈」(執筆担当355 - 375頁)	

1. 著者名 浅野有紀 = 原田大樹 = 藤谷武史 = 横溝大編 (吉政知広分担執筆)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 400
3. 書名 『政策実現過程のグローバル化』 「ウィーン売買条約 (CISG) における証明責任の規律をめぐって グローバル市場における契約の規制と制御」 (執筆担当67 - 88頁)	

1. 著者名 Alexander Bruns and Masabumi Suzuki eds. (Tomohiro Yoshimasa分担執筆)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Mohr Siebeck	5. 総ページ数 187
3. 書名 Reactive Instruments of Social Governance, The Reform of the Law on Remedies for Breach of Contract in Japa (執筆担当29 - 39頁) n	

1. 著者名 柏木昇 = 池田真朗 = 北村一郎 = 道垣内正人 = 阿部博友 = 大嶽達哉編 (西谷祐子分担執筆)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 680
3. 書名 『日本とブラジルからみた比較法〔二宮正人先生古稀記念〕』 「外国法の適用をめぐる課題と展望 比較法的視点から」 (執筆担当409 - 440頁)	

1. 著者名 田中 洋	4. 発行年 2019年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 352
3. 書名 売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	浦野 由紀子 (Urano Yukiko) (70309417)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	
研究分担者	木村 敦子 (Kimura Atsuko) (50437183)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	コツィオール ガブリエレ (Kozioł Gabriele) (10725302)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	田中 洋 (Tanaka Hiroshi) (10456767)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	
研究分担者	長野 史寛 (Nagano Fumihiro) (60551463)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	西谷 祐子 (Nishitani Yuko) (30301047)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	森山 浩江 (Moriyama Hiroe) (60278504)	大阪公立大学・大学院法学研究科・教授 (24405)	
研究分担者	吉政 知広 (Yoshimasa Tomohiro) (70378511)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	和田 勝行 (Wada Katsuyuki) (90551490)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関